



広島市景観形成ガイドライン (原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)

The Landscape Design Guidelines



目 次

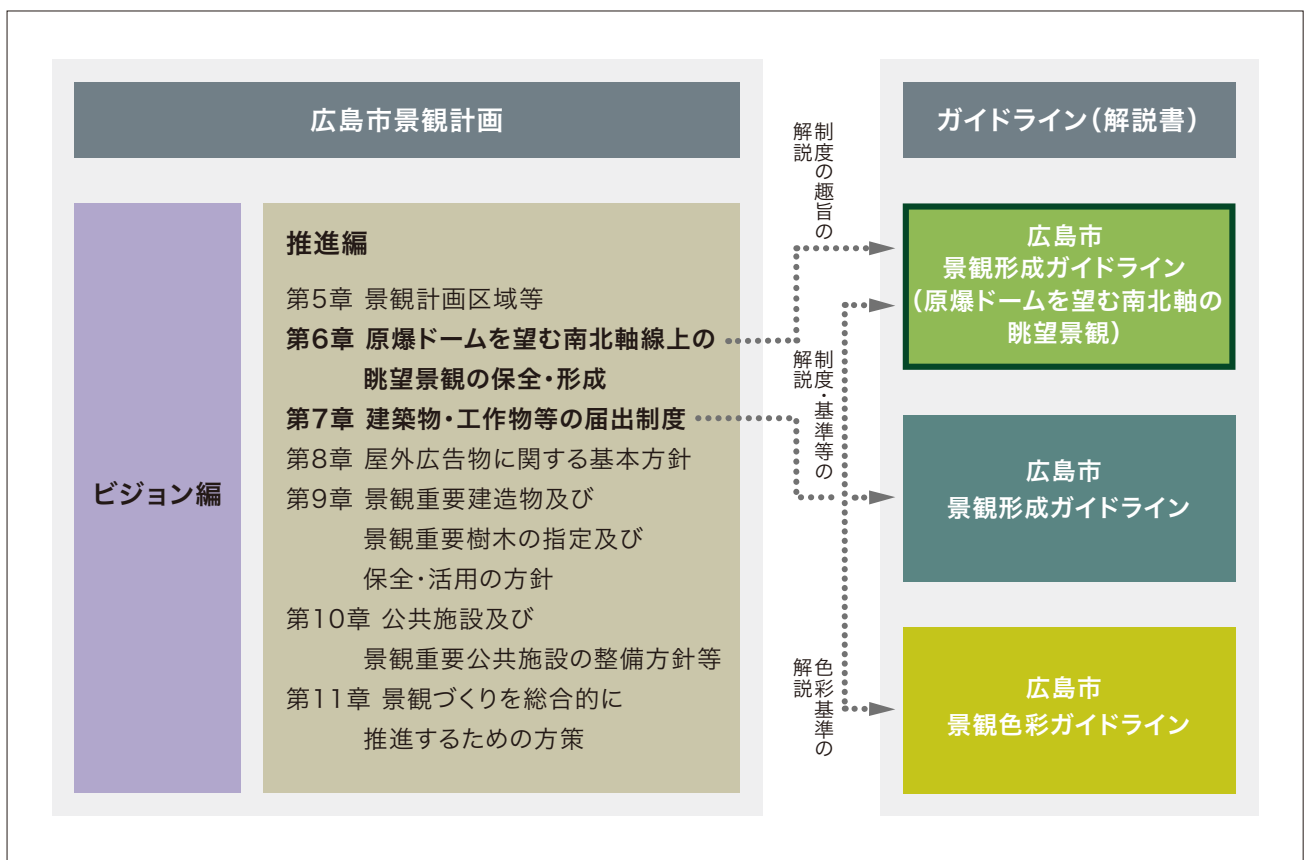
第1章 景観形成ガイドライン(原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)について	1
1 目的と位置付け	1
2 使い方	1
第2章 眺望景観保全・形成の考え方	2
1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の景観誘導の経緯	2
2 眺望景観保全・形成の背景(南北軸線上の眺望景観)	2
3 眺望景観保全・形成の目的(目指すべき姿の実現)	3
4 眺望景観保全・形成の範囲	4
(1)原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(重複する景観計画重点地区と一般区域)	4
(2)原爆ドームの背景となる阿武山(一般区域)	5
第3章 届出制度について	6
1 届出対象行為の概要	6
2 対象エリアごとの解説	7
(1)原爆ドーム北側眺望景観保全エリア	7
(2)原爆ドームの背景となる阿武山	7
第4章 眺望景観保全・形成のための基準	8
1 高さの最高限度の基準	8
(1)高さの最高限度の計算式	8
(参考)ひろしま地図ナビによる高さの最高限度の調べ方(参考値)	8
(2)視点場からの距離に応じた高さの最高限度(参考値)	9
(3)高さの基準適用の具体例	10
ア 高さを含むもの	10
イ 高さの基準の適用除外	11
2 良好な景観の形成のための基準	12
(1)原爆ドームの背景となる阿武山における建設の制限	12
(2)上空に向かって照射する照明装置の設置の制限	13
第5章 その他の関係する規制について	14
1 高さの規制	14
(1)都市計画法に定める高度地区	14
(2)事前協議要綱に定める高さの基準	15
(3)屋外広告物条例に基づく設置高さの基準	15
2 原爆ドームの背景となる阿武山における屋外広告物の規制	16
第6章 届出等の手続について	17
1 手続の流れ等	17
2 手続窓口	17
3 添付図書	17
(1)原爆ドーム北側眺望景観保全エリア	17
(2)原爆ドームの背景となる阿武山	17

第1章 景観形成ガイドライン(原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)について

1 目的と位置付け

広島市景観計画(以下「景観計画」という。)は、今後の施策展開の方向性を示した「ビジョン編」と、景観法に基づく届出制度に係る建築物・工作物及び開発行為等の形態意匠の基準等を示した「推進編」の2編により構成しています。

本ガイドラインでは、主に推進編第6章「原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の保全・形成」の中で示した、眺望景観保全の考え方や高さの最高限度の基準と良好な景観の形成のための基準を具体的に解説することを目的としています。



2 使い方

本ガイドライン「第2章4 眺望景観保全・形成の範囲」で示した「原爆ドーム北側眺望景観保全エリア」及び「阿武山の範囲」において、建築物や工作物等の新築(新設)等を行う場合は、景観計画で定める届出対象行為に該当するか確認してください。届出対象行為の詳細については「第3章 届出制度について」を参照してください。

届出対象行為を行う場合は、景観計画に定める地区ごとの景観形成の方針や形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準に適合する必要があります。

高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準については、「第4章 眺望景観保全・形成のための基準」を参照してください。

その他、地区ごとの届出対象行為や形態意匠の基準等については、景観計画第7章を参照してください。

第2章 眺望景観保全・形成の考え方

1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の景観誘導の経緯

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定し、良好な景観形成に向けた施策展開を早くから進め、平和記念公園及びその周辺の区域については、平成7年9月の原爆ドームの世界遺産への推薦に当たり、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」（以下「美観形成要綱」という。）を策定するなど、世界遺産の周辺にふさわしい景観の形成に取り組んできました。

平成18年3月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」の中で、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産にふさわしい景観を誘導する」ことを平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針と定め、同年11月、美観形成要綱を改正し、これまでの形態意匠に加えて建築物等の高さ制限を設けました。

平成24年2月以降は、様々なテーマで景観シンポジウムを開催し、建物の形態や意匠、高さなどが調和したまちのあり様などについて、市民・事業者・行政による議論を進め、平成26年7月には、景観形成の方針や形態・色彩の具体的な基準を定めた「広島市景観計画」を策定し、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、景観計画重点地区として特に厳しい基準を定めています。さらに、同地区においては、その他にも、「景観法に基づく届出等に係る取扱要綱」により建築物等の高さの基準も設け、良好な景観の形成に取り組んできました。

また、平成28年5月の米国大統領訪問などにより、平和記念公園から原爆ドームを望む眺望景観が全世界に発信され、この眺望景観を大切にすることが国内外の多くの人に改めて認識されたものと考えています。

2 眺望景観保全・形成の背景(南北軸線上の眺望景観)

原爆ドームを含む平和記念公園は、核兵器廃絶と世界恒久平和を祈念する場、被爆の惨禍を後世に伝える場、平和を学び・考え・語り合う場、人々が集い、憩う場としての役割を有しています。

この平和記念公園は、昭和24年の広島平和記念都市建設法の策定に伴い、平和記念施設事業として記念公園が整備されることとなり、競技設計の公募により入選した丹下健三氏らによる作品に基づき、昭和29年に整備されました。当時の設計コンセプトの柱として、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームが東西に走る平和大通りに直交する南北線上に配置されました。

この南北軸線上の眺望景観は、平成19年2月に平和記念公園が国の名勝に指定された際、『平和大通りから平和記念資料館のピロティと原爆死没者慰霊碑のアーチを経て原爆ドームへと延びる中軸線上の通視は、原爆死没者の慰霊と世界恒久平和への願いを確実に表現するものであり、視覚と慰霊の行為を関係づけようとする丹下氏の優れた空間意匠及び構成が読み取れる』ものとしてその価値が評価されています。

なお、南北軸線上の眺望景観においては、原爆ドームを望む代表的なポイントとして、平和記念資料館本館下を視点場とします。



視点場と南北軸

3 眺望景観保全・形成の目的(目指すべき姿の実現)

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、平和に関する取組を推進するとともに、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題です。

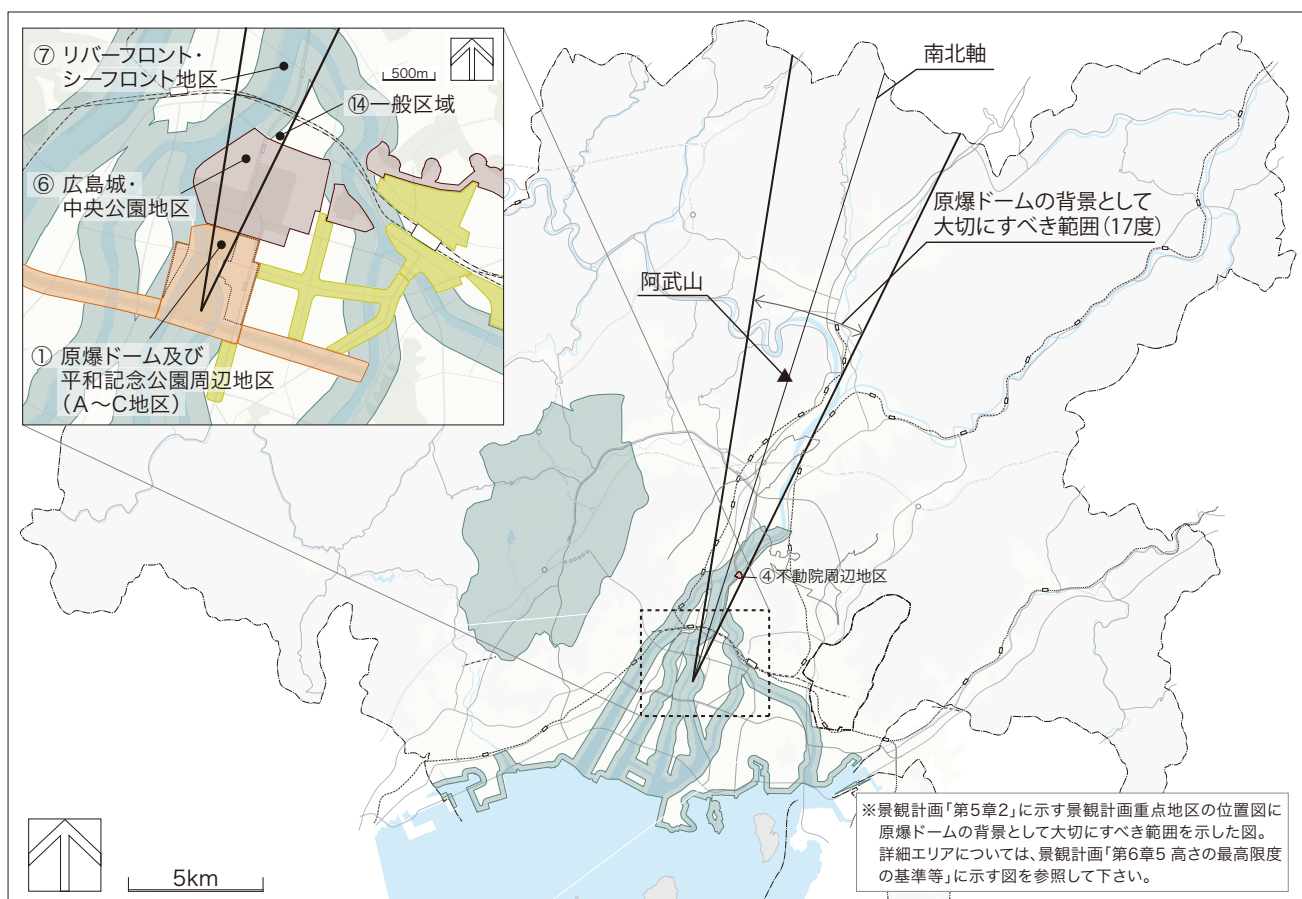
中でも、視点場からの南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として次世代に引き継ぐべき大切な存在です。平和記念資料館本館下の視点場から原爆ドームを望んだ際に、原爆ドームの背景に建築物等の景観を阻害するものが何も見えない姿を「目指すべき姿」とし、その実現に向けた景観づくりを進めます。

この「目指すべき姿」の実現に当たっては、建築物等の高さの最高限度の基準を設けるとともに、平和記念公園内の植栽による背後の建築物等の遮蔽効果を考慮して、良好な景観の保全・形成を図ることとしています。



目指すべき姿

(南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建築物等が何も見えない姿。植栽により一部の建築物等を遮蔽したもの。)



原爆ドームの背景として大切にすべき範囲

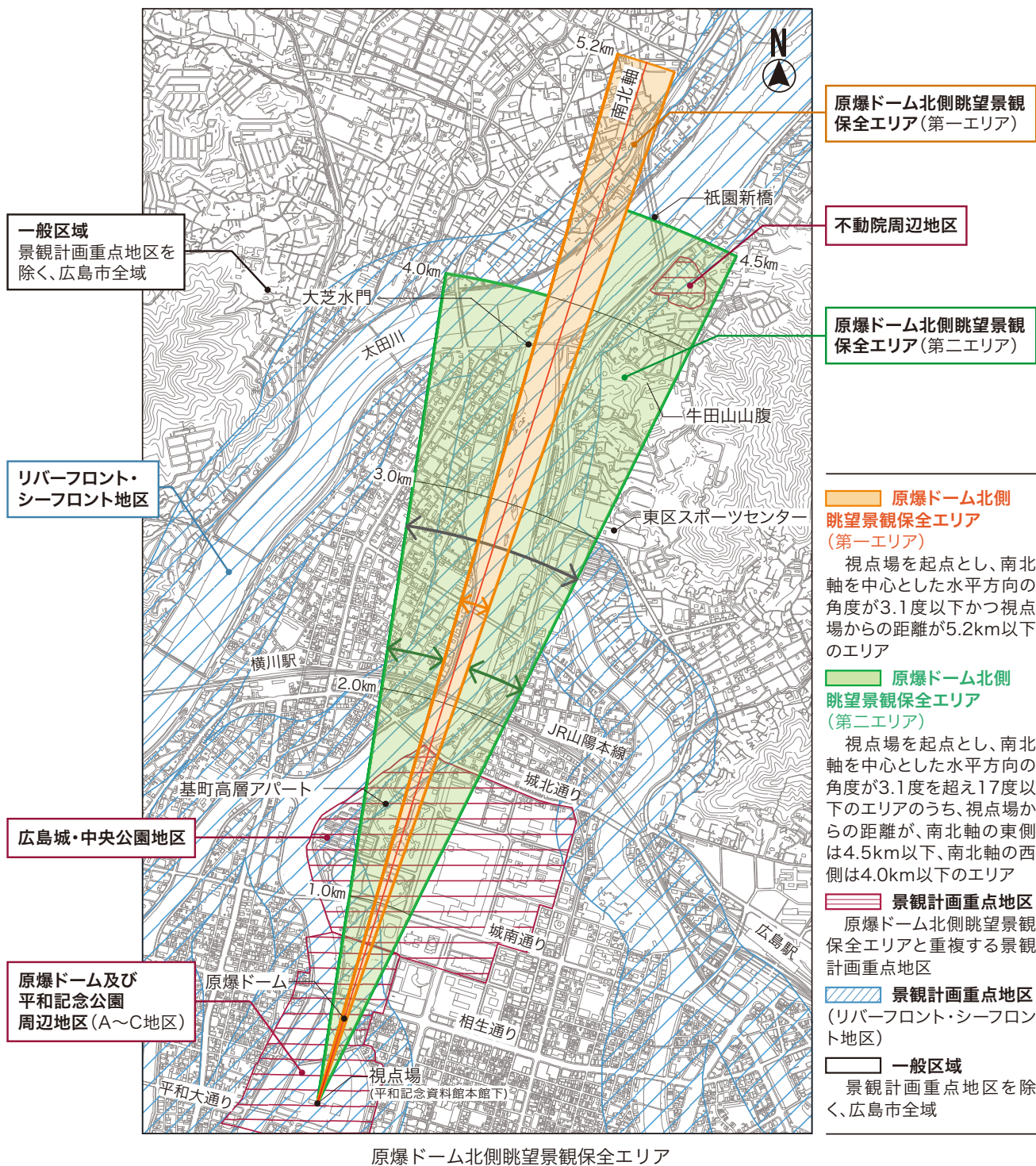
(視点場を起点とし、南北軸線を中心とした17度の幅を原爆ドームの背景として大切にすべき範囲とします。)

4 眺望景観保全・形成の範囲

(1) 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(重複する景観計画重点地区と一般区域)

建築物や工作物の高さを制限する範囲を原爆ドーム北側眺望景観保全エリアとし、高さの最高限度の基準や良好な景観の形成のための基準を設定します。

同エリアは、景観計画重点地区である、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区(A～C地区)」、「不動院周辺地区」、「広島城・中央公園地区」、「リバーフロント・シーフロント地区」及び「一般区域」と重複しています。



※各景観計画重点地区の詳細な範囲は、景観計画第7章を参照してください。

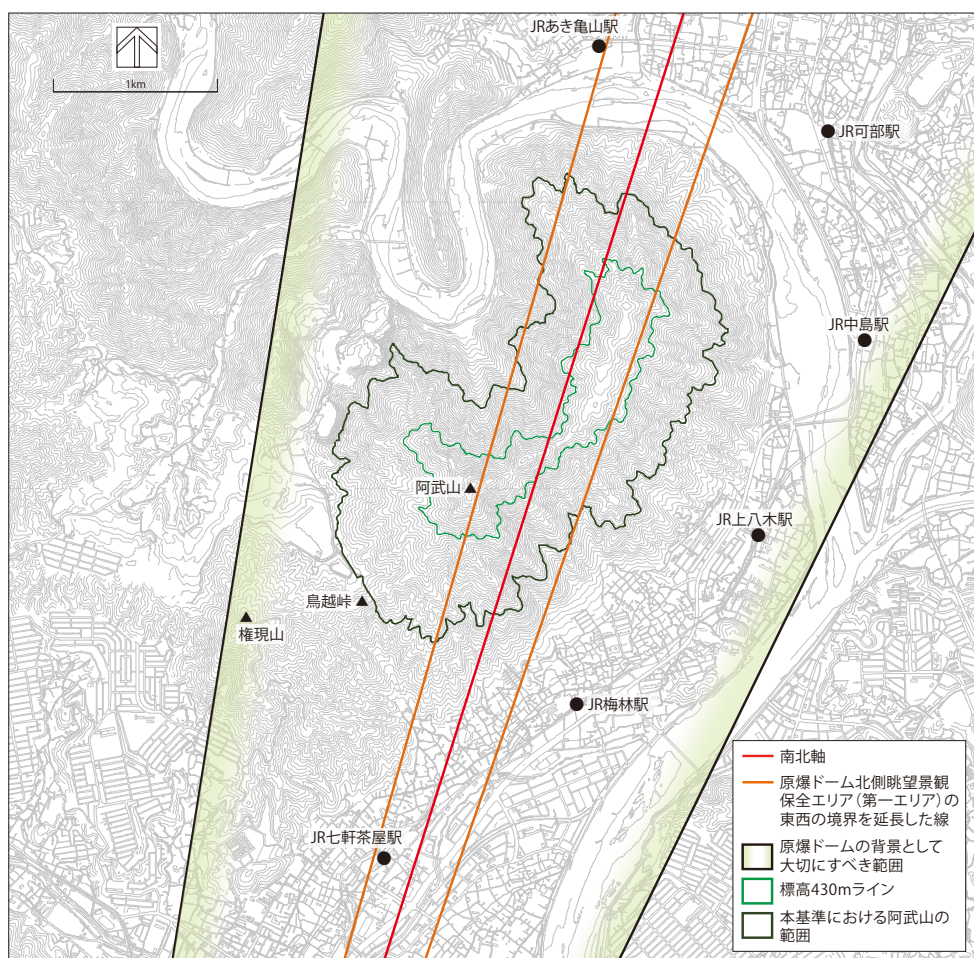
(2) 原爆ドームの背景となる阿武山(一般区域)

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアのさらに北に位置する阿武山(安佐南区八木町と安佐北区安佐町筒瀬にまたがる山)は、視点場から約12kmに位置し、その山頂付近は、平和記念資料館本館下の視点場から原爆ドームを望んだ際に、原爆ドームの背景となります。

原爆ドームの背景となる阿武山では、原爆ドームの背景として視認できる、目指すべき姿に影響を及ぼす建築物や工作物の建設、照明装置の設置が制限されます。



目指すべき姿



阿武山の位置図

※阿武山のうち、標高 230m を超える範囲（鳥越峠より南西の権現山の範囲を除く。）を、本基準における阿武山の範囲（眺望景観保全・形成のための範囲）に設定しています。

第3章 届出制度について

1 届出対象行為の概要

景観計画重点地区と一般区域ごとに、届出対象行為の種類と規模を定めています。

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山においては、下線部のとおり、建設位置が一定の条件を満たす建築物及び工作物 1 は、規模にかかわらず全て、景観法に基づく届出が必要となります。

届出対象行為		建築物の 建築等	工作物(限定列举)の建設等			開発行為等	
			①工作物 1 (第1種工作物) 煙突、電波塔、 ガスタンク など	②工作物 2 (第2種工作物) 携帯電話等基 地局アンテナ、 時間貸し駐車 場等、自動販 売機など	③工作物 3 (第3種工作物) 橋りょう	開発行為	土石の採取、 土地の形質の 変更等
地区区分							
景観計画重点地区	平和、歴史・文化関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園 周辺地区(A～D地区)※ ¹ ②平和大通り沿道地区 ③縮景園周辺地区 ④不動院周辺地区※ ¹ ⑤広島東照宮・國前寺周辺地区	規模にかかわらず 全て	種類ごとに 規模等限定	—	—	—	
	水と緑、にぎわい・おもてなし 関連地区 ①原爆ドーム及び平和記念公園 周辺地区(E地区) ⑥広島城・中央公園地区※ ¹ ⑦リバーフロント・シーフロント 地区※ ¹ ⑨広島駅新幹線口地区 ⑩広島駅南口地区 ⑪広島市民球場周辺地区 ⑫都心幹線道路沿道地区 ⑬宇品みなと地区	①(A～D)・ ②・⑦・⑩・ ⑫の地区					
		西風新都地区(⑧)			—	面積5ha 以上の もの	面積500m ² 以上のもの 等
	一般区域(上記以外)(⑭)※ ¹		以下のいずれかにあたるもの ○高さ13mを超えるもの ○幅員が10mを超える道路に係 る沿道の角地では、高さ7mを を超えるもの ○主な河川又は港湾に面する部 分では、高さ7mを超えるもの ○建築(築造)面積が1,000m ² を を超えるもの ○ <u>原爆ドーム北側眺望景観保全 エリアにおいて、建築物の屋 上部分等に設置する工作物で、 工作物の下端の標高が高さの 最高限度の基準※²に定める高 さから13m減じた高さを超え るもの</u> ○ <u>一般区域のうち原爆ドームの 背景となる阿武山において、 地盤面※³(建築物の屋上部分等 に設置する工作物にあっては その下端)が標高430mを超え るもの</u>	—	—	—	—

※1 原爆ドーム北側眺望景観保全エリアと重複する部分においては、P8に示す「高さの最高限度の基準」に適合する必要があります。

※2 高さの最高限度の基準は、景観計画第6章5(1)イで定めています。簡易的な最高限度の求め方は、P8高さの最高限度の基準を参照してください。

※3 建築基準法施行令第2条第2項に規定する地盤面を準用します。

注1：特定届出対象行為(景観法第17条第1項)

本市においては、上表の建築物の建築等及び工作物の建設等が特定届出対象行為となります。特定届出対象行為は、形態や色彩等の基準に適合しない計画等について「変更命令」の対象になる行為を示します。

注2：国の機関または地方公共団体が行う行為についての扱い

国の機関又は地方公共団体が上表の届出を要する行為をしようとするときは、景観法第16条第1項の届出に代わり、同条第5項に基づく通知が必要となります。国等が行う行為で他法令の許可の適用除外となるものであっても、景観への影響は他のものと変わらないため、民間の建築物等と同様に扱います。

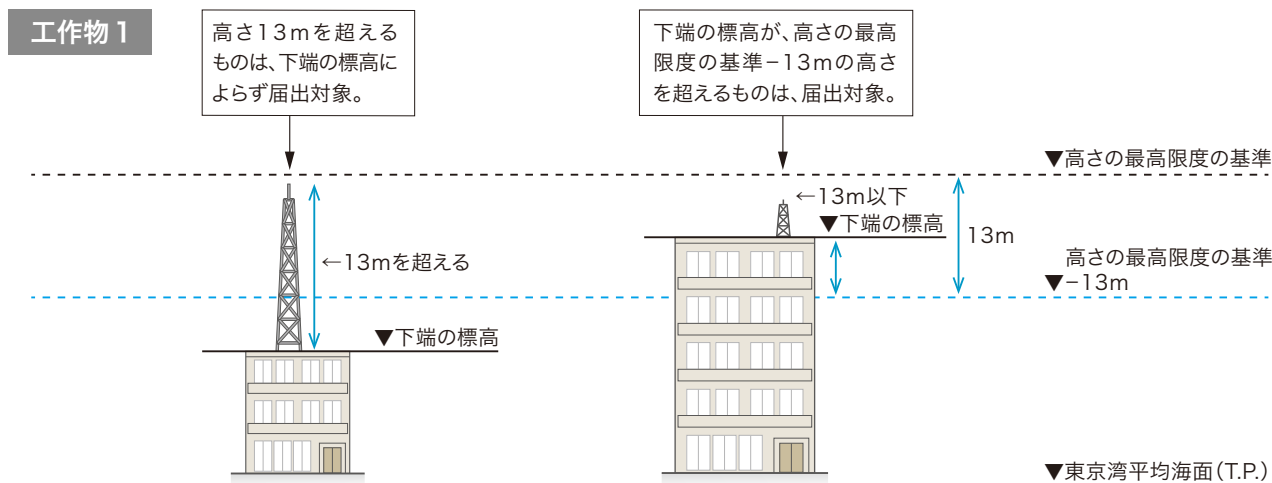
注3：景観重要公共施設内の建築物等の扱い

景観重要公共施設内で都市公園施設とされている建築物や工作物については、国の機関又は地方公共団体による通知は不要です。ただし、平和記念公園、中央公園、広島広域公園内の建築物や工作物については、都市公園施設であっても通知が必要です。

2 対象エリアごとの解説

(1) 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

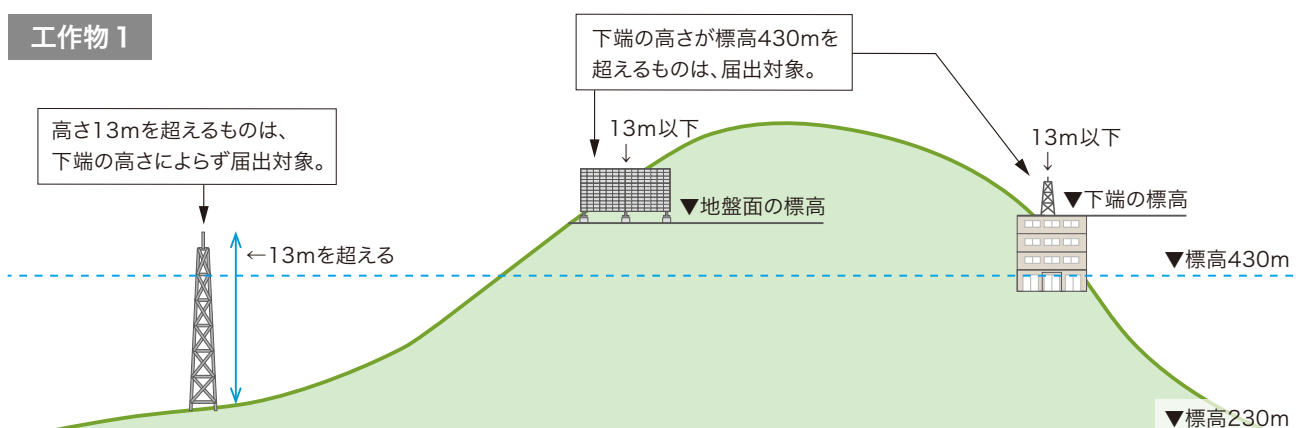
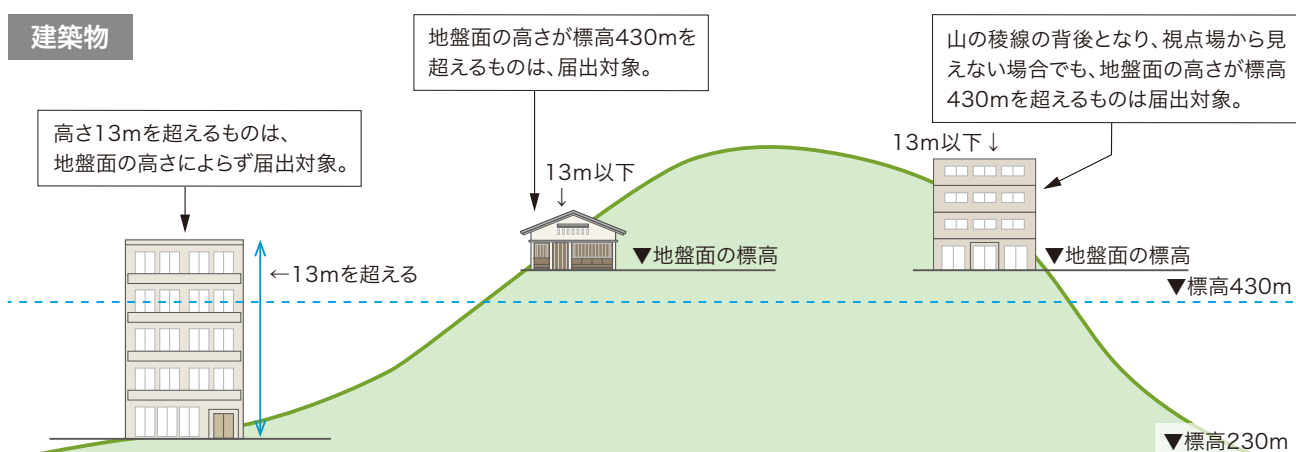
工作物1の下端の標高が、高さの最高限度の基準から13m下の高さを超えるものは、工作物の高さが13m以下であっても、原爆ドームの背景として見えてくる可能性があることから、規模にかかわらず届出対象となります。



(2) 原爆ドームの背景となる阿武山

建築物の地盤面の高さ、及び工作物1の下端の高さが、標高430m*を超えるものは、高さが13m以下であっても、規模にかかわらず届出対象となります。

*建設地によらず届出対象となる建築物等の高さ(13m)を踏まえ、高さの基準線-13mの斜線と阿武山の地盤面が接する地点のうち、最も低い地点(10m未満切り捨て)である標高430mを基準としています。



第4章 眺望景観保全・形成のための基準

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山の範囲における、「高さの最高限度の基準」や「良好な景観の形成のための基準」を解説します。

1 高さの最高限度の基準

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアでは、視点場(平和記念資料館本館下)からの距離に応じて建築物及び工作物の高さを制限します。

個々の地点における建築物及び工作物の各部分の高さ(標高による。)は、次の計算式により求めた高さの最高限度以下とする必要があります。

(1) 高さの最高限度の計算式

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)

$$H_1 = 0.039390 \times L + 4.812 \text{ (m)}$$

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第二エリア)

$$H_2 = 0.051192 \times L + 4.812 \text{ (m)}$$

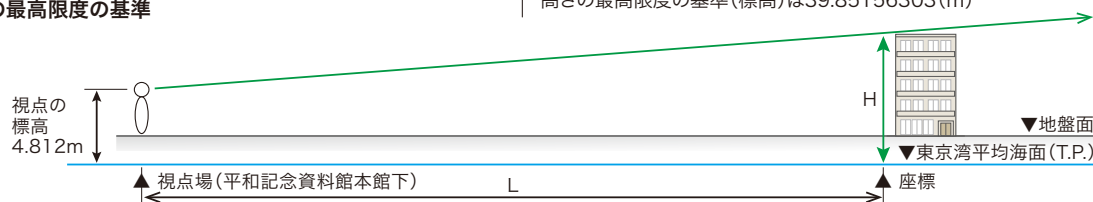
- ・ H : 建築物及び工作物の各部分の高さの最高限度
- ・ L : 視点場から建築物及び工作物の各部分までの水平距離(m)で、次式により求めます。
$$L = \sqrt{\{(x + 178,364.302)^2 + (y - 26,246.794)^2\}} \text{ (m)}$$
但し、x、y は建築物及び工作物の各部分の座標とします。
- ・ 座標は、平面直角座標系に規定する平面直角座標系第3系によります。

計算例

原爆ドーム北側眺望景観保全エリア(第一エリア)内の座標:
(x、y) = (-177516.0728、26514.7771) 地点における、
高さの最高限度の基準

$$L = \sqrt{\{(x + 178,364.302)^2 + (y - 26,246.794)^2\}} = 889.5547862 \text{ (m)}$$
$$H = 0.039390 \times 889.5547862 + 4.812 = 39.85156303 \text{ (m)}$$

高さの最高限度の基準(標高)は39.85156303(m)

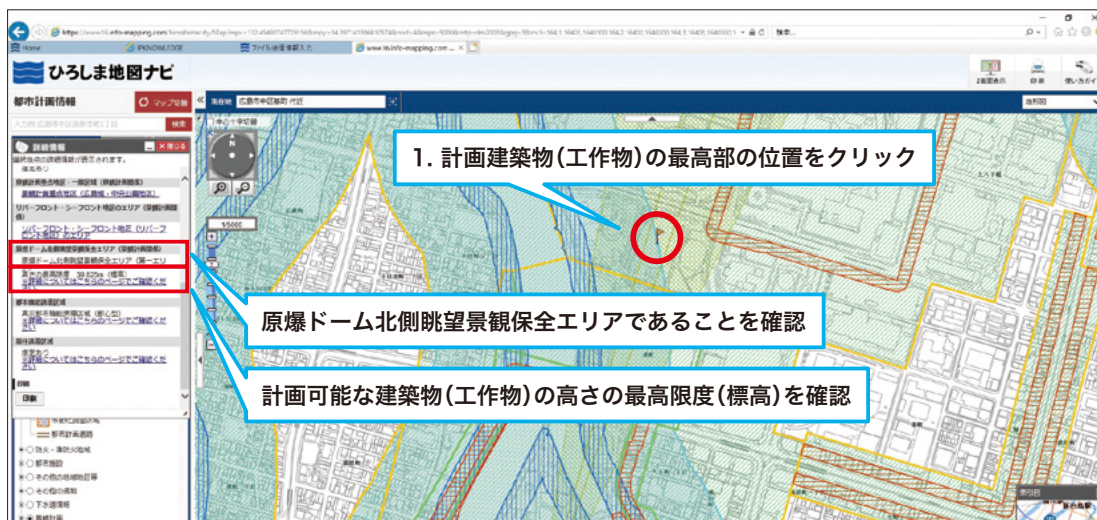


(参考) ひろしま地図ナビによる高さの最高限度の調べ方(参考値)

原爆ドーム北側眺望景観保全エリアの範囲及び、高さの最高限度(標高)については、広島市ホームページの「ひろしま地図ナビ」(<https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal>)により、参考値を調べることができます。

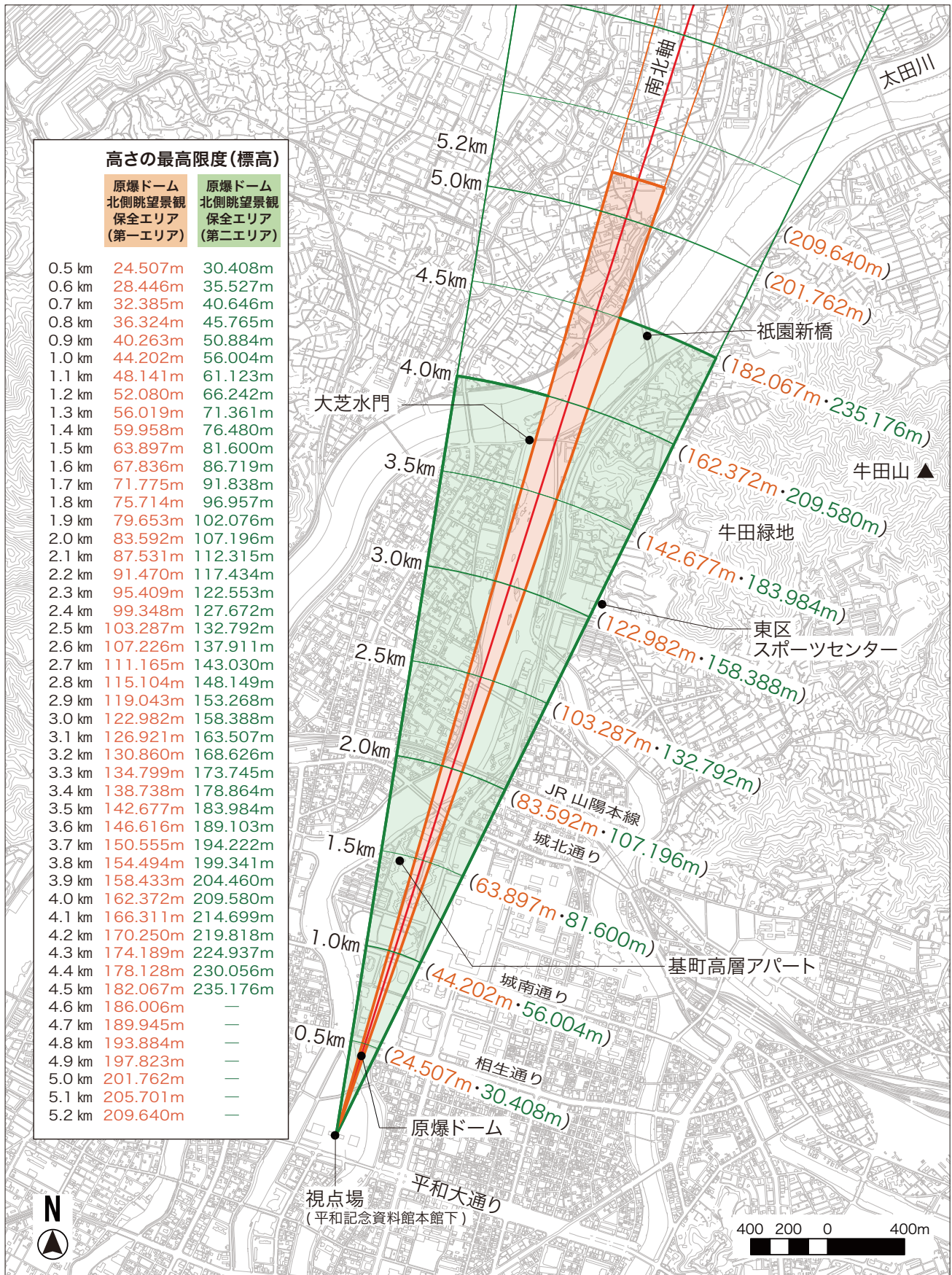
同システム上で、「都市計画情報」をクリック→利用条件を確認の上「同意する」をクリック→住所等から計画地の地図を表示→計画地をクリックすることでクリック地点の情報が表示されます。(以下の画面参照)

なお、地盤面の高さについては、国土地理院のホームページにより、調べることができます。



※届出対象行為であって、計画建築物(工作物)の最高部の高さと、高さの最高限度の高さが僅差である場合は、詳細な算定を行ってください。

(2) 視点場からの距離に応じた高さの最高限度(参考値)



1 景観形成ガイドライン
(原爆ドームを望む南北軸の
眺望景観)について

2 眺望景観保全・
形成の考え方

3 届出制度について

4 眺望景観保全・
形成のための基準

5 その他の関係する
規制について

6 届出等の手続について

(3) 高さの基準適用の具体例

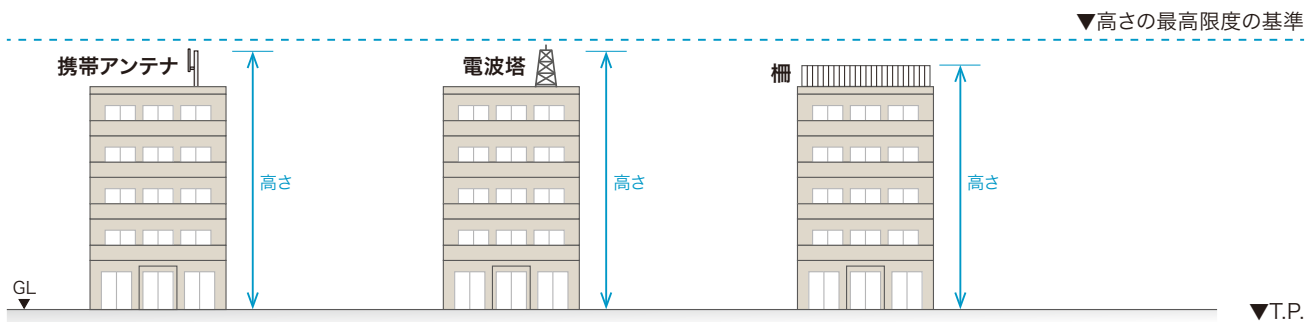
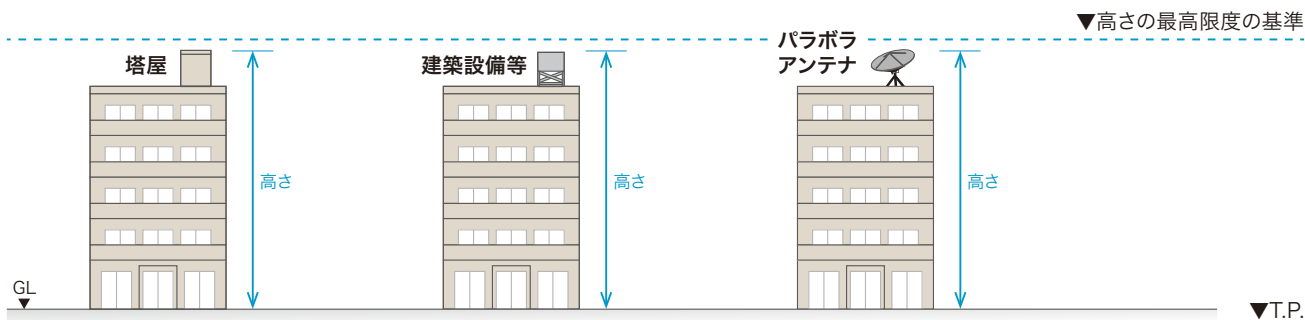
ア 高さを含むもの

地盤に接している建築物や工作物に加え、建築物の新築と合わせて、屋上に塔屋や建築設備、工作物等を設置する場合は、塔屋等を含む最高部の高さを、高さの最高限度の基準以下とする必要があります。

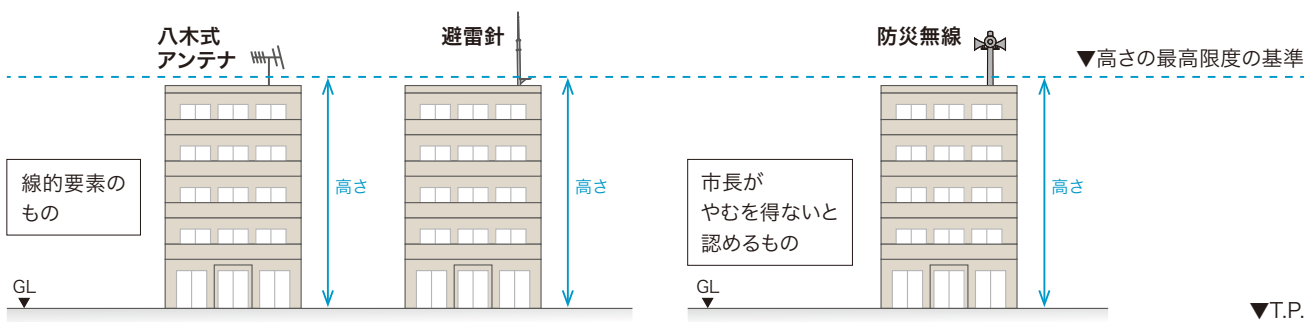
ただし、八木式アンテナや避雷針等、線的要素のもので景観への影響が少ないものや、防災無線等の市長がやむを得ないと認めるものについては、高さに含みません。

※対象となる建築物や工作物の詳細については、景観形成ガイドライン第3章を参考にしてください。

高さを含むものの例



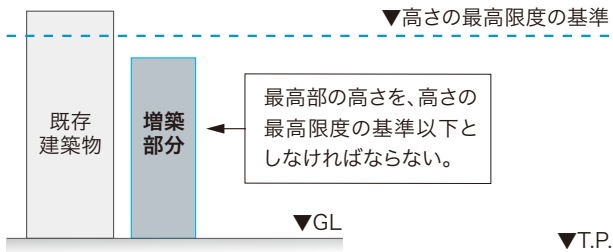
高さに含まないものの例



イ 高さの基準の適用除外

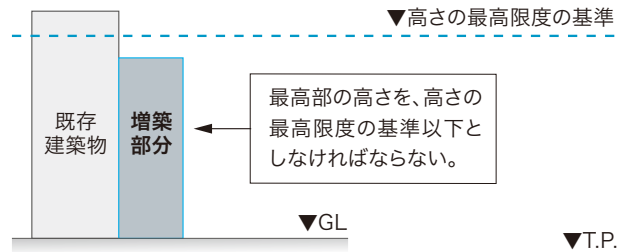
同一敷地における別棟の増築

同一敷地において、別棟で増築する場合は新築扱いとし、既存建築物は適用除外となります。



既存建築物と一体での増築

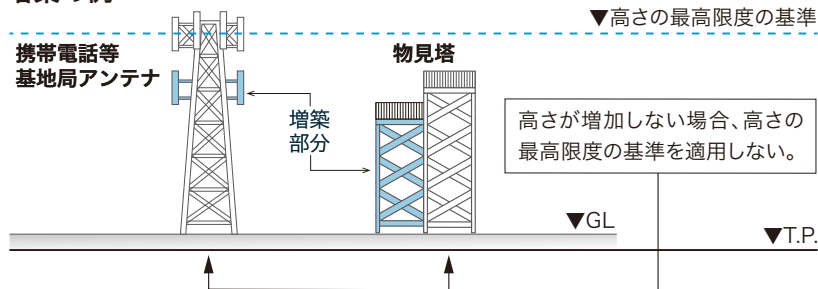
既存建築物と一体で増築する場合でも、別棟で増築する扱いと同様に、既存建築物は適用除外となります。



既存工作物と一体での増築

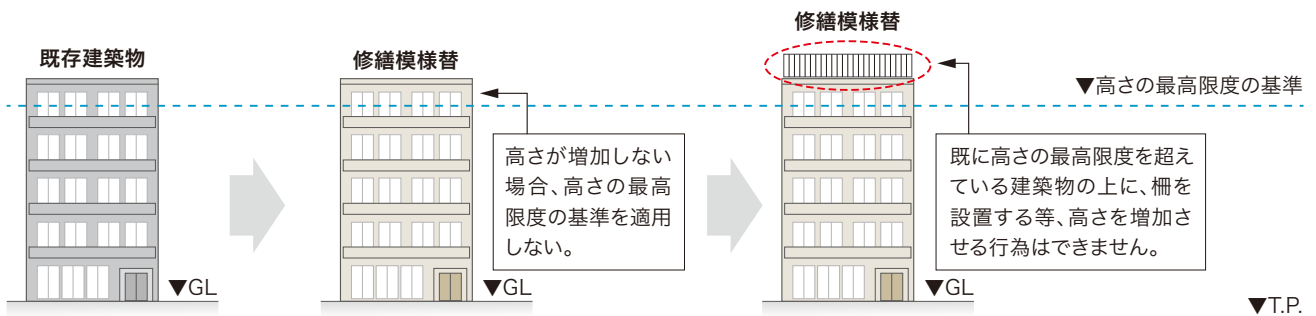
高さが増加しない増築等を行う既存工作物は、適用除外となります。

増築の例



既存建築物の修繕模様替え

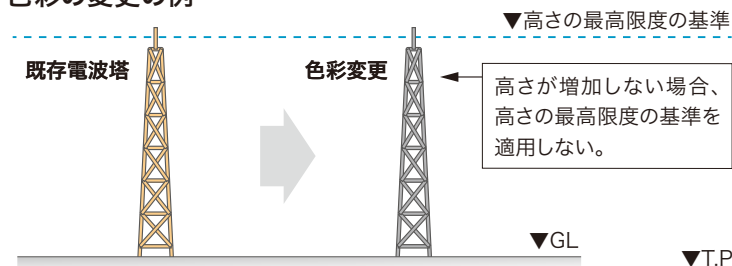
高さが増加しない修繕模様替えを行う既存建築物は、適用除外となります。



色彩の変更

建築物の修繕模様替えと同様の扱いとします。

色彩の変更の例



2 良好な景観の形成のための基準

(1) 原爆ドームの背景となる阿武山における建設の制限

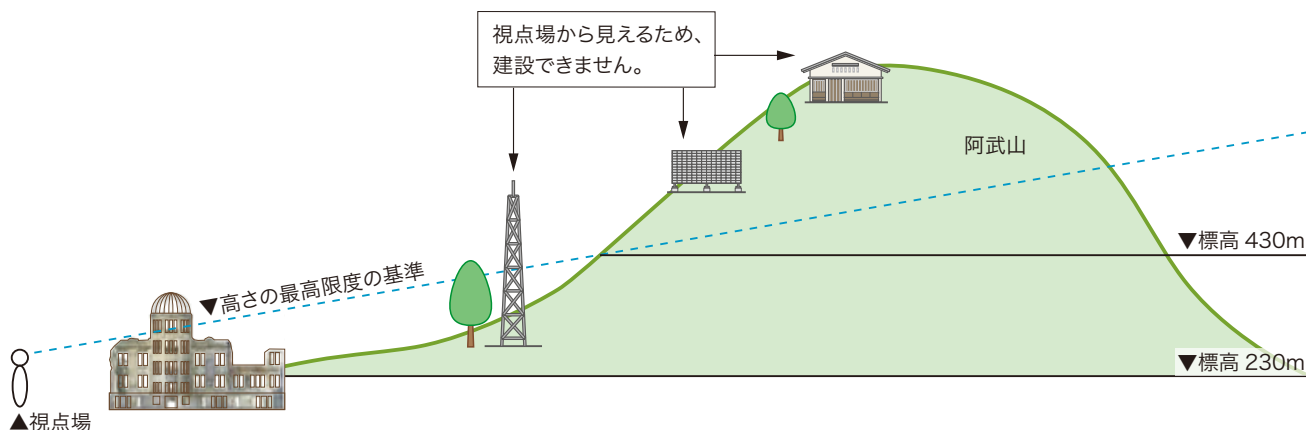
原爆ドームの背景となる阿武山に建設する建築物及び工作物は、目指すべき姿に影響を及ぼすおそれのないよう、基本的に各部分の高さを、高さの最高限度の基準以下とする必要があります。

ただし、建築物等が樹木などで遮蔽されている場合や、建設場所が山の稜線の背後である等、建築物や工作物が視点場から見えないと確認できるものについては、高さの最高限度の基準を超えて建設することが可能です。

建設できない例

視点場から見えるもの

建築物や工作物の各部分の高さが、高さの最高限度の基準以上であり、視点場から見えるものは、建設できません。

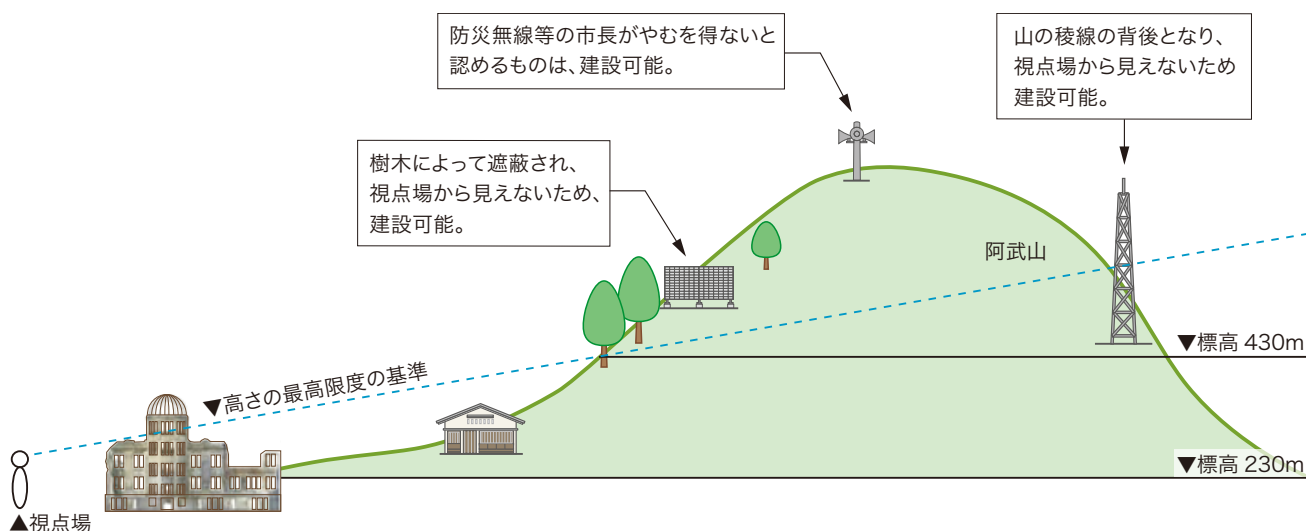


建設可能な例

視点場から見えないもの・市長がやむを得ないと認めるもの

高さの最高限度の基準以上であっても、視点場から見えないと確認できるものは、建設可能です。

また、視点場から見えるものであっても、防災無線等の市長がやむを得ないと認めるものについては、建設可能です。



(2) 上空に向かって照射する照明装置の設置の制限

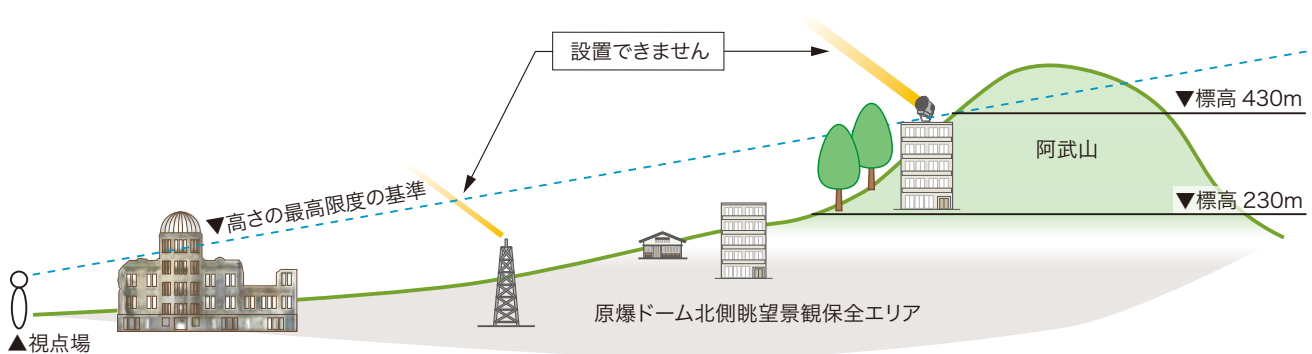
原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山において、建築物及び工作物の建設等に付帯して設置する照明装置のうちレーザー光線やサーチライト等の光の量が多く、上空に向かって照射するようなものなどは、目指すべき姿に影響を及ぼすおそれがあることから、設置できません。

ただし、市長が公益上または用途上やむを得ないと認めるものについては、設置することが可能です。

設置できない例

目指すべき姿に影響を及ぼすおそれのあるもの

(例：上空に向かって照射するレーザー光線、サーチライト)



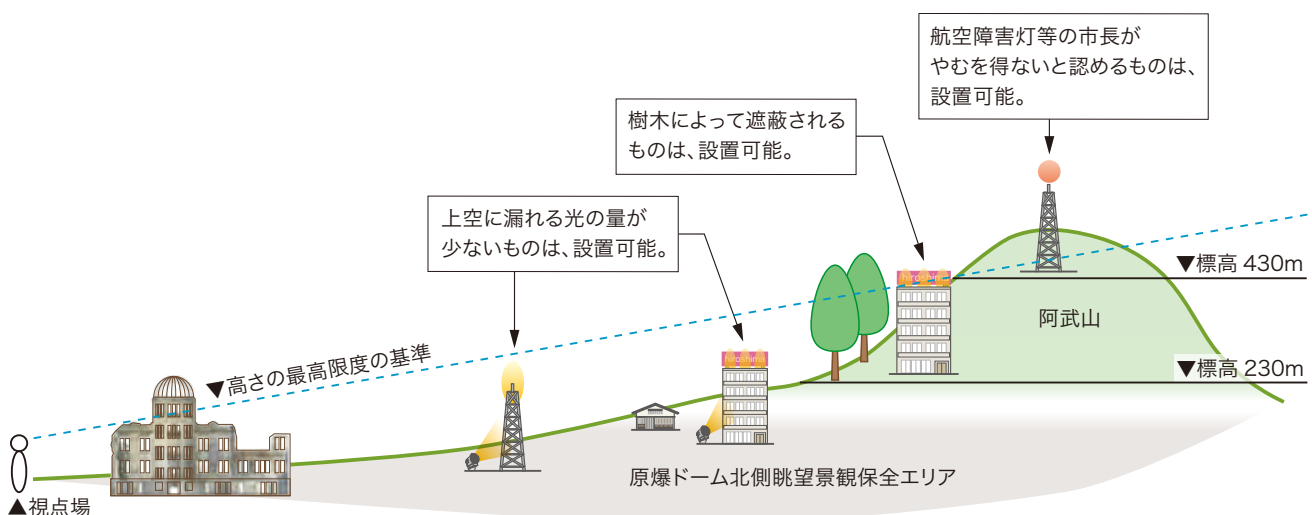
設置可能な例

目指すべき姿に影響を及ぼすおそれのないもの

(例：建築物、工作物、屋外広告物を照らす目的で設置され、上空に漏れる光の量が少ないもの)

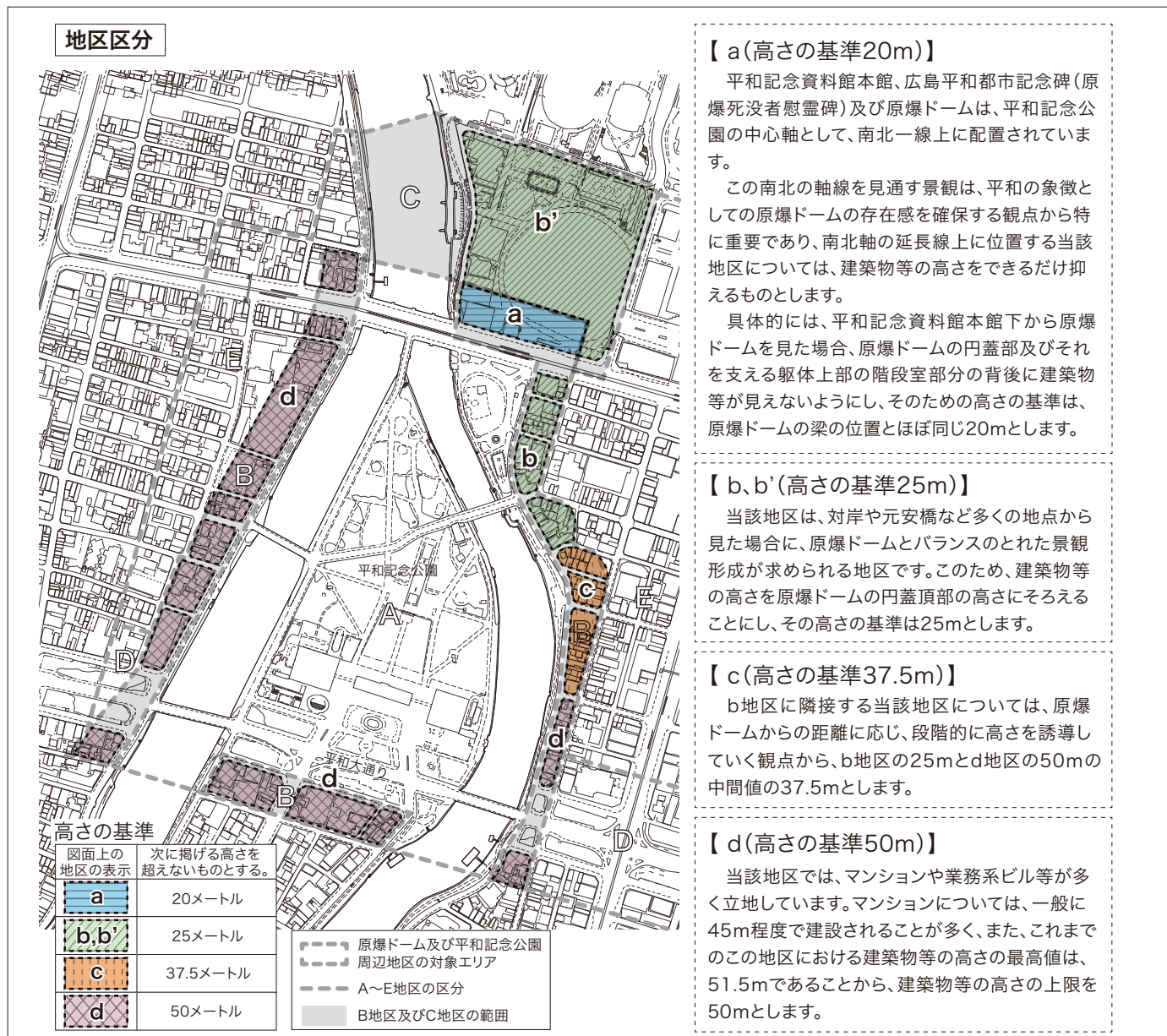
市長がやむを得ないと認めるもの

(例：航空障害灯等の市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めるもの)



(2) 事前協議要綱に定める高さの基準

「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」においても、世界遺産である原爆ドームの周辺の景観保全を目的として、原爆ドームとの位置関係に基づき、それぞれの地区で高さの基準を定めています。



事前協議要綱別図第1：原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区

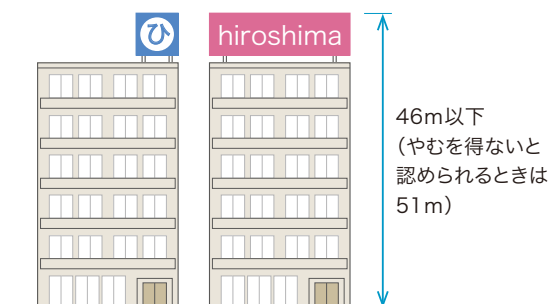
(3) 屋外広告物条例に基づく設置高さの基準

本市域内で屋外広告物を表示・設置する場合は、屋外広告物条例に基づく設置高さの基準に適合する必要があります。

屋外広告物条例施行規則に定める許可基準では、景観計画に基づく景観計画重点地区において、広告物を掲出できる高さの制限を地区ごとに設け、高層部への広告物の表示を制限し、遠景やスカイラインに配慮した広告物となるよう誘導しています。

また、屋上広告物を設置する場合は、以下の基準を満たす必要があります。

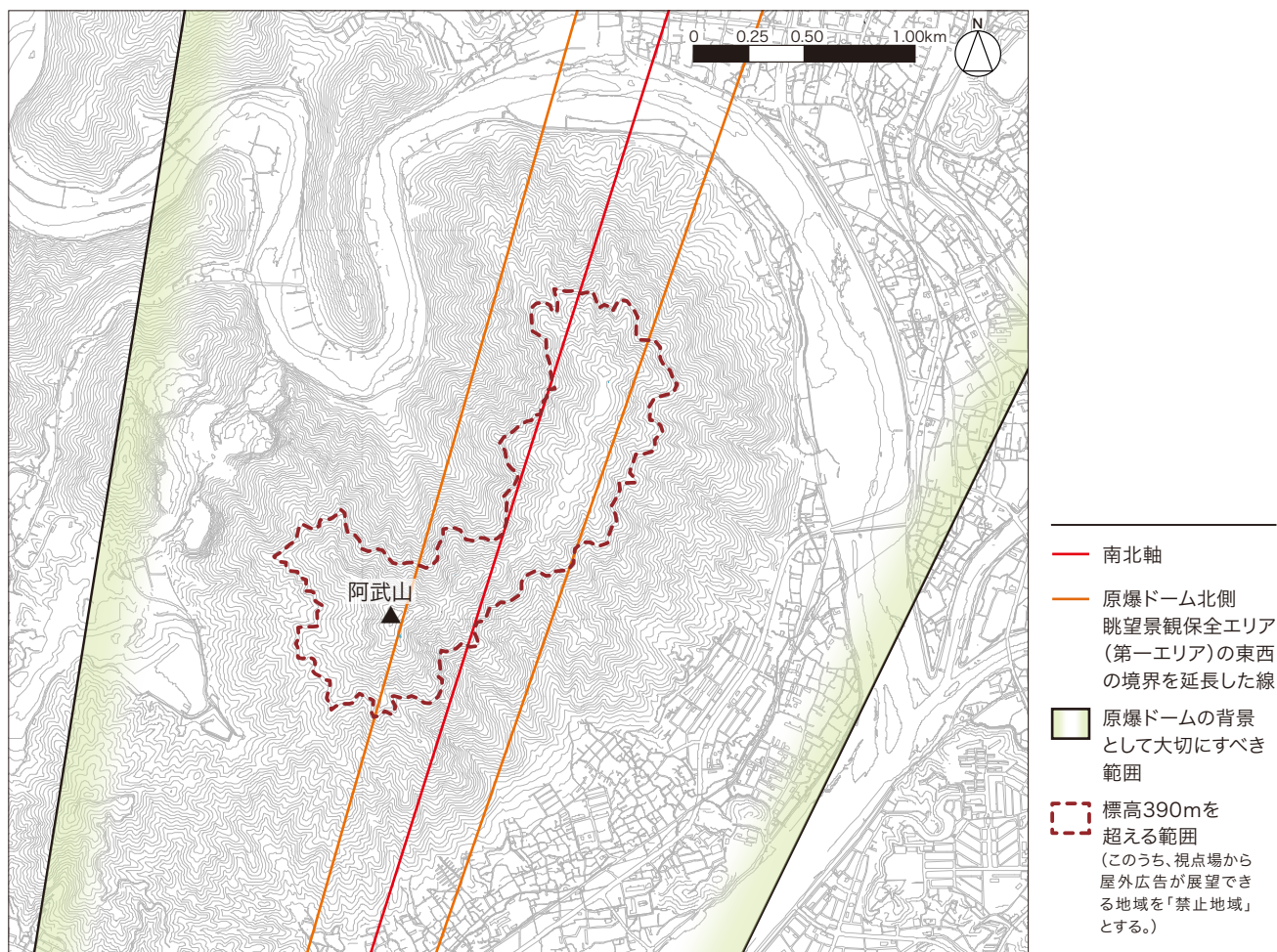
- ・建物の壁面から出ないこと。
- ・地表から広告塔又は平看板の上端までの高さが46m以下(やむを得ないと認められるときは51m以下)かつ、当該広告塔又は平看板自体の高さが当該建築物の高さと同等以下であること。



2 原爆ドームの背景となる阿武山における屋外広告物の規制

屋外広告物条例第4条第13号に基づき、「阿武山のうち標高390mを超え、かつ、景観計画に定める原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観の視点場から屋外広告物が展望できる地域」を屋外広告物の表示・設置を禁止する地域(以下「禁止地域」という。)に指定することにより、目指すべき姿に影響を及ぼす屋外広告物の表示・設置を制限しています。

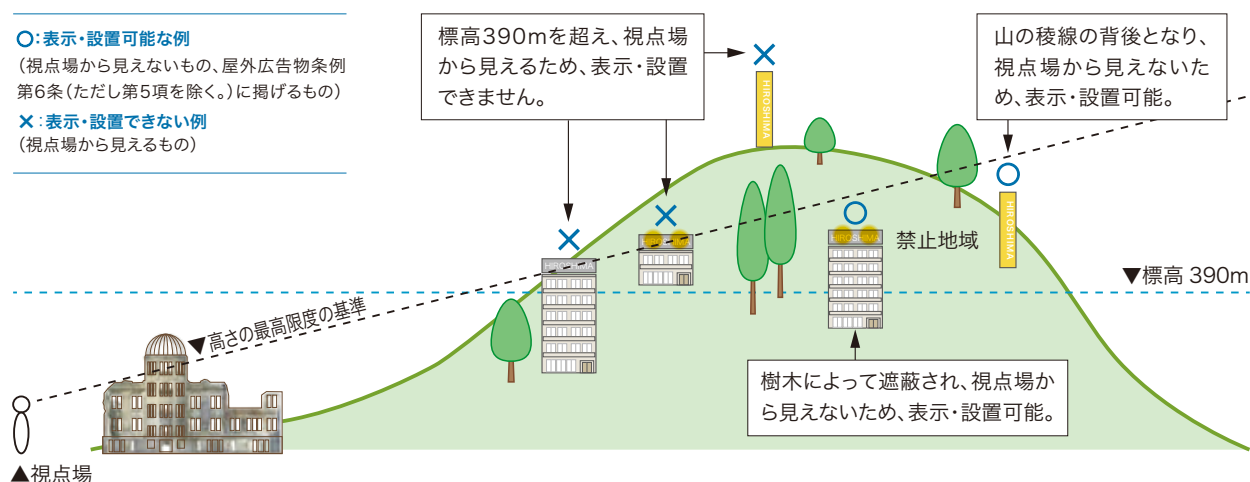
ただし、同条例第6条(ただし第5項を除く。)に掲げるもの(例：施設名の表示や立ち入り禁止の看板、休憩所の案内板など)については、視点場から見えるものであっても、設置することが可能です。



阿武山の禁止地域

具体的な判断例

- :表示・設置可能な例
(視点場から見えないもの、屋外広告物条例
第6条(ただし第5項を除く。)に掲げるもの)
- ×:表示・設置できない例
(視点場から見えるもの)



第6章 届出等の手続について

1 景観形成ガイドライン
(原爆ドームを望む南北軸の
眺望景観)について

2 眺望景観保全・
形成の考え方

3 届出制度について

4 眺望景観保全・
形成のための基準

5 その他の関係する
規制について

6 届出等の手続について

1 手続の流れ等

景観法に基づく届出制度及び事前協議制度に係る手続の流れや提出書類についての詳細は、広島市景観形成ガイドラインのP52以降を確認してください。

2 手続窓口

手続の種類	行為・地区の区分		協議・届出(通知)先
事前協議 及び 景観法に基づく 届出・通知	建築物の建築等	景観計画重点地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	工作物の建設等		
	開発行為等 (西風新都地区内の開発行為 等に限る)		都市整備局 西風新都整備部
	高さ45mを超える建築物 又は工作物	一般区域	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	高さ45m以下の建築物 又は工作物		各区役所建築課
事前協議	屋外広告物又は掲出物件	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
		上記以外の地区において建築物 又は工作物に付帯等するもの (※建築物又は工作物が景観法の 届出対象行為の場合)	景観法の届出対象行為の 協議・届出(通知)と併せて 提出
	大切にすべき範囲の上空に 向かって照射するサーチライト 等の屋外照明設備の設置	事前協議要綱に定める地区	都市整備局 都市計画課都市デザイン係
	その他景観に影響を及ぼす おそれのある行為		

3 添付図書

添付図書については、景観形成ガイドラインP53～62を参照してください。なお、原爆ドーム北側眺望景観保全エリア及び原爆ドームの背景となる阿武山における行為にあつては、以下の書類を追加で提出してください。

(1) 原爆ドーム北側眺望景観保全エリア

建築物及び工作物の最高部の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるものを提出してください。
〔例：高さの最高限度の基準を表示した「ひろしま地図ナビ」の写し等〕

(2) 原爆ドームの背景となる阿武山

建築物や工作物が視点場から視認できないことが確認できるものや、建築物及び工作物の最高部の高さが、高さの最高限度の基準以下であることが分かるものを提出してください。
〔例：視点場から見た完成予想図、最高部の標高及び座標が分かるもの等〕



広島市景観形成ガイドライン (原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)

広島市 都市整備局 都市計画課 ☎ 082 - 504 - 2277
〒730 - 8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
登録番号 広 K2 - 2021 - 304
令和 4 年 1 月 発行

広島市景観計画の本編は、
広島市ホームページに掲載しています。

